

○高山委員 ありがとうございます。

まさに、松本大臣にお答えいただいた、デジタル庁側が必要な議論にどんどん入っていくというのはすばらしい形であると思います。

その際に、ブッシュ型の実現をするためには、システム側の整備、データ連携の整備だけではなくて、制度そのものがブッシュ型で支払えるような法的な仕組みを持つておくということが重要であるというふうにデジタル庁の方々からも聞いております。

ある意味、制度側がボトルネックになって、例えば、勝手に支払えないであるとか、申請を要するということであるとか、そういった状況も多くあるというふうに伺っておりますので、是非、デジタル庁側からも、制度側の不備といえますか、制度を担当する省庁側に変えてもらわないといけないことを是非指摘をいただいて、迅速にその変更がなされるように進めていただければというふうに思います。

最後に、人への投資について伺います。

冒頭の質問では、現役世代の社会保険料負担を軽減して、手取りをどう増やすかということをお話しさせていただきました。手取りを構造的に増やしていくためには、結局のところ、一人一人の生産性が上がって、そして稼げるようになり、その稼ぎが働く人に還元される、このサイクルをつくるしかないということだと思います。そして、その中で重要な役割を果たすのが教育であり、人材育成であるというふうに考えます。

一方で、常々指摘があるとおり、日本の教育予算の対GDP比というものは、OECD加盟国の中でも低い水準のままである。そして、公教育におけるAIの活用についても、先進的なところとまだ手がついていないところ、これは自治体間、地域間でも格差があるものというふうに認識をしております。

我々チームみらいは、教育というのはコストではなくて投資であるというふうに考えます。成長戦略として製品であるとか技術にしっかりと投資

を行うのであれば、人に対しても同じ覚悟で投資をしていくべきだというふうに思います。

国際競争の中で人材をどう育てていくのか、この全体像について、総理のビジョンをお伺いできますでしょうか。

○松本(洋)国務大臣 お答えいたします。

我が国におきましては、二〇四〇年にかけて、AI、ロボット分野を始めとしたしました理系人材やエッセンシャルワーカーの不足といった人材の需給ギャップが生じる可能性がある、このように指摘をされているところであります。こうした産業構造の変化というものを踏まえつつ、イノベーションを起こすことができる人材の戦略的な育成に取り組むことが重要となっております。

現在、日本成長戦略会議人材育成分科会の取りまとめを私が担当しているところでありますが、この下で、高校教育改革や高等教育改革、リスキリング、実践的な職業人材育成、科学技術人材育成など、高校から大学、大学院まで通した人材育成システム改革に向けた方策を検討しているところであります。

高校教育改革につきましては、先般、改革の方向性などを示したブランドデザインを公表をいたしました。特に、アドバンスドエッセンシャルワーカー等の育成支援、理数系人材育成支援、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保といった、先進的な学びの在り方を構築する高校改革のパイロットケースの創出に取り組むこととしております。

また、大学、高等専門学校における理工、デジタル系分野の人材育成の強化、人口減少下でも地域に不可欠となる人材を育成する方策を地域で協議、実行する仕組みの推進などの取組を通じた高等教育の構造改革や、産業界、大学の実情を踏まえましてリスキリングプログラムの充実などについても検討を進めております。

高市内閣が目指します強い経済、未来への成長を実現するためにも、引き続き、関係省庁とも連携しつつ、スピード感を持って取り組んでまい

ります。

○高山委員 ありがとうございます。

是非、おっしゃっていただいた、人への投資といたったところをやり切っていただきたいなというふうに思います。

今日、五つ質問させていただきましたが、手取り、そして医療費、高額療養費、障害者福祉、行政サービスの届け方、そして人への投資。全てに共通して是非御検討いただきたいのが、制度があるのに十分届いていないのであるとか、ビジョンがあるのにその実現が道半ばであるということが、結果的に、国民は負担感だけ覚えて、その実感が伴わないという不幸な事態になってしまおうそれがあるということの懸念で、それぞれ質問させていただきましたいたわけです。そういったギャップが、国民と政治との間にギャップを生んでしまうということになるのではないかなというふうに変な懸念をしております。

来年度予算案においては、こういった懸念がしっかりと解消され、手取りを増やし、苦しい立場の方にも行政の支援が届き、そして未来を担う人材への投資がしっかりとなされる、そういった意思を持ったものであることを改めてお願いさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○坂本委員長 これにて高山君の質疑は終了いたしました。

次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

今日は、軍拡増税について質問をいたします。高市政権は、軍拡財源を確保するため、来年度の予算案に防衛特別所得税という新たな税を導入しようとしております。来年一月から所得税に一律を付加するものであります。これは、政府が二〇二二年に閣議決定をした安保三文書に基づくものであります。三文書は、憲法違反の敵基地攻撃能力の導入と、それまで五兆円規模だった年間

の軍事費を毎年一兆円積み増し、五年間で総額で四十三兆円、かつてない軍事費の増額を盛り込んだものであります。

政府は、その財源確保のために、国民に様々な負担を押しつけようとしております。今日取り上げるのは、その増税についてであります。

パネルを用意しましたけれども、政府は三つの税目で増税するとしております。一つは法人税、四％の付加税を課すものであります。二つ目はたばこ税の引上げ、そして三つ目は所得税に一律を付加するものであります。これら増税全体で年間一・三兆円確保するというのが今の政府の計画であります。

元々政府は、施行時期を二〇二四年以降の適切な時期としていましたけれども、増税への反発のおそれがありまして実施に移せずにいたわけでございます。こうした下で、石破政権が昨年、法人税とたばこ税の今年四月からの実施を決めて、今回、高市政権が所得税の増税を実行しようとしております。

まず、財務大臣に確認をいたします。

現行憲法下で、政府が軍事費の財源確保のために国民一般に増税を課したことはございますでしょうか。

○片山国務大臣 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置としては、令和七年度税制改正で既に防衛特別法人税が創設され、たばこ税について、加熱式たばこの課税の適正化と税率の引上げが行われた、また、今般の令和八年度税制改正において防衛特別所得税を創設するとしていること、この例を除けば、お調べした範囲において、現行憲法下で我が国において防衛力強化に必要な財源確保のために税制措置を行った例はございません。

なお、湾岸戦争の停戦後、湾岸地域における平和回復活動の支援のため、平成三年に法人臨時特別税、石油臨時特別税を創設した例はあります。

○辰巳委員 湾岸戦争当時というのは補正予算ですよね。防衛費増額のための増税というのは今回

が初めてということですよ。

これは目的税なんですよ。戦前の反省から、現行憲法ではやはり否定をしてきたものです。あるいは、今回、税率が所得税への1%の付加ということになりますけれども、結局、軍事費の調達をこの税率を上げていくことなどでやっていくんだ、そういう仕組みができるわけですね。軍拡に連動して増税のルールが敷かれるということになるわけで、これは重大だというふうに私は思います。

そこで、総理に確認をいたします。

この現行憲法下で初めてとなる軍拡増税について、自民党はさきの総選挙で公約に明記されておられましたでしょうか。

○小泉国務大臣 まず、防衛に関してのことなので短く申し上げたいと思いますが、先ほどから先生はずっと軍拡、軍拡という言葉をお使いになっておりますが、軍拡に関する予算というふう到我々は言っておりませんで、防衛力を整備をする、そのために必要な税制上の措置を講じる、そして防衛力を整備するために必要な戦略三文書の改定、こういったことなどについて進めるということとはかねがねお話をさせていただいていることでありますので、軍拡とかそういうしたことに基づいて答えると言われても、そういったことは、何を基準に軍拡というふうに言っているのか、お話をいただければと思います。

○辰巳委員 軍拡の何が悪いんですか。歴代自民党政権で、軍拡についてそれだけ茶々を入れてきた人はいいますか。軍拡じゃないですか。軍拡ですよ、軍事費のための拡大なんだから。

総理、私は総理に聞いているんですが、二月の総選挙で今回の防衛特別所得税は公約に入れておられましたでしょうか。

○高市内閣総理大臣 政権公約に明記しているものではないです。与党税制改正大綱でござい

ます。
○辰巳委員 つまり、今回の選挙でこれは公約に掲げていないんですよ。公約にも隠して今回増税

を強行しようとしているということですね。来年から軍拡増税が始まるということなんかは、国民は、聞いていない、これはかなりいるんじゃないかと私は思います。この間の選挙で国民が求めたのは、生活あるいは物価高対策です。暮らしに重くのしかかる消費税を減税してほしいということだというふうに私は思います。

来年度の増税だけではありません。政府は、今年中に安保三文書を改定し、更なる大軍拡に踏み出そうとしております。アメリカのトランプ政権は、同盟国に対し、中核的な軍事費でGDP3・5%、関連経費を含めた全体で5%への引上げを求めています。

財務省に聞きます。

これを機械的にGDPに当てはめた場合、それぞれ、三・五%そして5%で幾らになるのか。そして、国民一人当たりの負担額の金額も併せて示していただけますか。

○宇波政府参考人 御質問ですので、機械的な計算として。

令和八年一月の内閣府、令和八年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度によれば、令和八年度の名目GDPは六百九十一・九兆円程度と見通されており、これを用いて機械的に計算いたしますと、その三・五%は二十四・二兆円程度、五%は三十四・六兆円程度となります。

また、一人当たりの金額につきましては、令和八年二月の総務省人口推計における二〇二六年二月一日現在の日本の総人口一億二千二百八十六万人を用いてこちらも機械的に計算をいたしますと、GDP比三・五%は十九・七万円程度、五%は二十八・二万円程度となります。

○辰巳委員 これは物すごい金額ですよ。今の答弁に基づいて試算すると、安保三文書の前の五兆円規模だった軍事費は、五%で三十五兆円という途方もない規模になるわけですね。税収の四割が軍事費ということになります。教育予算の七倍以上です。国民一人当たりの負担額も、二三年度の一人当たり六万円から二十八万円へと二十二万円

も増大することになります。総理、こんな要求をアメリカから受け入れたら、日本の財政も国民生活もむちゃくちゃになると私は思います。

総理、来週十九日に日米首脳会談でトランプ大統領に対して、このような荒唐無稽な軍拡要求には応じられないと私ははっきり伝えるべきやと思いますけれども、いかがですか。

○高市内閣総理大臣 そもそもトランプ大統領からそのような要求は受けておりません。

○辰巳委員 だから、これから受けるんですよ。受けたときにはきっぱり拒否してくださいという質問をしております。

○小泉国務大臣 これは何度その後藤先生からも同じ質問をされていますけれども、辰巳先生、それはこれから受けるんですよというのは全く事実と根拠がないので、そこについて、やはり一方的に仮定を置いて、あたかもその前提で質問をされても、それはかみ合わない議論が続くと思います。

そして、軍拡や大軍拡とおっしゃっています。軍事費ともずっと言っていますけれども、共産党さんは自衛隊のことは違憲だということも言っている中で、余り軍というふうに皆さんが言うというのも、私は何がベースなのかよく分からないこともあります。(辰巳委員委員長、注意してください。質問にも答えていないじゃないですか)と呼ぶのです。ある皆さんの考え方によれば、この防衛力の整備ということを今まで言っていないかったという前提で質問をしているとすれば、我々は、まず、この税制上の措置については岸田政権のときに決まっています、その中で、戦略三文書の改定は前倒しで進めますが、防衛力の整備を続けていくということは……(辰巳委員委員長、時間)と呼ぶ。

○坂本委員長 時間が迫っております、防衛大臣。

○小泉国務大臣 我々は、選挙のときでもこのことについてはお話をさせていただいております。

○辰巳委員 委員長、注意してください。貴重な時間を、質問していない防衛大臣がしゃしゃり

出てきてこんな答弁、おかしいじゃないですか。トランプ大統領から求められたらきっぱりと拒否をする、これを求めたいというふうに思っています。

今問われているのは、米軍と一体で軍事力を強化することが憲法九条を持つ国として許されるのかということですよ。国民の暮らしも平和も壊す安保三文書の改定も撤回すべきだということも、はつきり言っておきたいというふうに思います。OTC類似薬の保険外しについて次は聞いてまいります。

今回負担増となる薬は七十七成分なんです。アレグラ、リンデロン、ロキソニンなど花粉症、アトピーなどの皮膚疾患の薬、鎮痛剤など臨床の現場で広く使われている薬が対象であります。今や国民の半分がかかっている花粉症の方の負担がどうなるのか。御夫婦とお子さん三人が花粉症に苦しむ御家族に私は直接話を聞きました。

一月から五月までの間、抗ヒスタミン薬アレグラ、ナゾネックス点鼻薬、アレジオンの点眼薬、これを服用されている。現在、一人当たり一月の自己負担は千四百五十四円なんです。そして、今回の見直しで二千三百一円、一人当たりですよ、一か月。実に一・六倍になる。ワンシーズンで見ますと、今までもより一万二千七百十八円も家族全体で負担が増えるということになります。これは大きいと思うんですね。

厚労大臣に確認します。

○上野国務大臣 まず、OTC類似薬の保険給付の見直しの基本的な考え方ですが、必要な受診は確保した上で、日常的な医療に関わる比較的少額な薬剤に対しては一定の御負担をいただくというものであります。このような観点に立つて、OTC類似薬の保険給付の見直しを進めてい

くこととしております。 これにつきましては、現役世代の保険料負担の軽減、またあるいは、保険を使って医療用医薬品の処方を受ける方と保険を使わずにOTC類似薬で対応する方との公平性、そうした観点から検討を進めてきたものであります。その結果として生じる最終的な保険料への影響額につきましては、これは加入されている保険者によって異なりますが、一人当たりの平均額を機械的に算出をしますと、一年当たり約四百円の減少、一か月当たり約三十円の減少となります。 先ほども申し上げましたが、一千億、二千億の医療費の削減をいたしますと、どうしても一・二億人の加入者で割りますと数百円という形になります。ところが、こうした一つの改革をしっかりとやるということが結果としての保険料負担の軽減につながる。と我々としては考えております。 ○辰巳委員 今厚労大臣が言ったように、社会保険料の軽減負担というのは、一月に直したらたったの三十円ですよ。うまい棒二本分ですよ。それで一大家族で一万二千円を超える負担増になるんですよ。絶対に許せませんよね。 総理、花粉症対策にしっかりと取り組むとおっしゃっておられました。花粉症による経済損失は、パナソニックによりますと一日二千四百五十億円とも推計をされています。僅か年間四百円、一月三十三円の保険料軽減によって、花粉症という、公衆衛生上も我が国の経済上も疾患対策上も悪影響を与えるこんな制度設計、OTC類似薬の負担拡大はやめるべきだと思いますけれども、総理、いかがですか。 ○上野国務大臣 花粉症に用いられる薬の中には、御指摘いただきましたように、OTC類似薬の保険給付の見直しの対象となるものも存在をしております。 先ほども申し上げましたが、これはやはり、保険を使って医療用医薬品の処方を受ける方と保険を使わずにOTC医薬品で対応する方との公平性、また、現役世代を中心とする保険料負担の上	昇の抑制という観点から、必要な受診は確保した上で、別途の負担を求めるものであります。 なお、実施に当たりましては、医療上必要な方への配慮を検討するなど、丁寧に進めてまいりたいと考えています。 ○辰巳委員 同じ答弁を何回もやって時間を潰すのはやめていただきたいです。公平性というんですけれども、高い市販薬には手が出ないという人や、負担増によって、症状が残っていても治療をやめるという人が必ず出てきますよ。 負担増はこれ限りではありません。昨年十二月の維新の会と自民党の政策合意、あるいは厚労大臣と財務大臣の合意で、二〇二七年以降も対象品目を拡大すると明記されております。あわせて、特別料金の引上げの検討を行うことも盛り込まれております。維新の会の会議の中でも、引上げ法案に明確に引上げということを盛り込むべきだというような意見が出ていたことも報道をされています。更に改悪させること、これは政権としてやる気満々じゃないですか。 私は、涙と鼻水とくしゃみで苦しむ国民を経済的にも苦しめるOTC類似薬の保険外しはやめるべきだ、こう申し上げて、質問を終わります。 以上です。 ○坂本委員長 これにて辰巳君の質疑は終了いたしました。 次回は、明十三日午前九時から委員会を開会し、締めくくり質疑を行うこととし、本日は、これにて散会いたします。 午後六時八分散会		
---	--	--	--